

通院も
「しっかり」
補償！

搭乗者傷害保険の 入通院一時金特約

もし、自動車事故で
通院することにな
った場合…



この特約のセットなし

搭乗者傷害保険で
入院は補償されますが
通院は補償対象外です



この特約のセットあり

ご安心ください！
通院だけの場合も
保険金をお支払いします



入院や通院の合計日数に応じて保険金をお支払いします

- 5日以上のケース：10万円
- 5日未満のケース：1万円

1. 補償内容について

「搭乗者傷害保険（入院一時金）」と「搭乗者傷害保険の入通院一時金特約」の補償内容

搭乗者傷害保険（入院一時金）	搭乗者傷害保険の入通院一時金特約
<p>ご契約のお車に乗車中の方（運転者を含みます）が、自動車事故により入院された場合・・・</p> <p>入院日数にかかわらず、一時金（10万円）をお支払いします</p>	<p>ご契約のお車に乗車中の方（運転者を含みます）が、自動車事故により入院または通院された場合・・・</p> <p>入院日数または通院日数に応じた、一時金をお支払いします</p>

2. 保険金のお支払い内容について

「搭乗者傷害保険（入院一時金）」と「搭乗者傷害保険の入通院一時金特約」のお支払い内容

	保険金のお支払い要件	日数	支払保険金の額
搭乗者傷害保険 （入院一時金）	入院	1日以上	10万円
搭乗者傷害保険の 入通院一時金特約	入院または通院	1日以上5日未満	1万円
		5日以上	10万円

3. ご留意点

「搭乗者傷害保険の入通院一時金特約」へ切り替えいただく際の主なご留意点は次のとおりです。

- この特約は、搭乗者傷害保険をご契約される場合にセットできます。
- この特約をセットされた場合には、「入院一時金」はお支払いできません（「入通院一時金」のみとなります）。
- この特約でお支払いする保険金の額は、この特約をセットしない場合の「入院一時金」よりも少なくなることがあります。
（例）入院1日、通院3日の場合、入通院日数は4日となり、この特約による支払保険金は、1万円となります。
- この特約は、KAPベース固有の特約『搭乗者傷害保険の部位・症状別保険金支払に関する特約』とあわせてセットすることはできません。

4. 特約保険料について

現在、搭乗者傷害保険（入院一時金）でご契約されている場合、わずかな保険料で、『搭乗者傷害保険の入通院一時金特約』をセットすることができます。

<保険料例（2019年1月現在）>

【契約条件】

KAPくるまる、保険期間1年、一般12回払・口座、ゴールド免許証、運転者年齢条件：35歳以上補償、記名被保険者年齢：50歳、14等級（事故有係数適用期間0年）、自家用普通乗用車、料率クラス：車両4・対人4・対物4・人傷搭傷4、新車割引適用、一般車両、車両保険金額：150万円（免責0-10万円）、対人：無制限、対物：無制限、人身傷害：5,000万円（車内外補償）

搭乗者傷害保険
（入院一時金）で
ご契約

月々：6,440円

搭乗者傷害保険
の入通院一時金
特約を
セットした場合

月々：6,550円

その差わずか +110円

注意

- このチラシは概要を説明したものです。詳しい補償内容は「約款冊子」をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
- ご契約の際は、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先

PB300380 (18.09改)
B18-0829-20190810